

2019年10月から消費税率10%・軽減税率制度が始まります！

キャッシュレス・消費者還元事業 軽減税率対策補助金 説明会

無料
説明会

消費税軽減税率制度のご準備はできていますか？消費税率引き上げ・軽減税率制度は「全ての事業者」に影響があります。本説明会では各制度についてわかりやすくご説明します。

軽減税率って？
対象品目は？

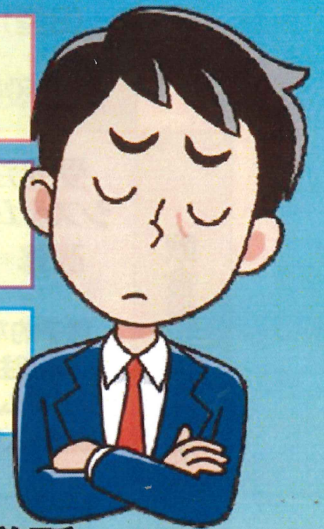
商品値札の価格表示は
どう変わるの？

キャッシュレス・消費者還元
(ポイント還元)事業とは？

免税事業者も関係が
あるの？

実務上の変更点・
注意点は？

補助金は誰でも
利用できるの？



令和元年**7月18日(木)**
13:30～16:00

場所

那覇商工会議所
2階ホール

【第1部】セミナー 13:30～15:00

消費税軽減税率導入直前対策！最低限おさえるべきポイント

講師：比嘉孝明 比嘉孝明税理士事務所 所長

【第2部】制度説明 15:00～16:00

○軽減税率対策補助金

講師：沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課

○キャッシュレス・消費者還元事業（ポイント還元事業）

講師：沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課

お申込は下記をご記入の上、FAXにてご返信ください。主催：観光・サービス部会
FAX：866-5728 TEL：868-3758 担当：中小企業相談部 松本

事業所名		業種	
TEL		FAX	
受講者名①		受講者名②	

(消費税軽減税率対策窓口相談等事業)

「軽減税率対策補助金」と「キャッシュレス・消費者還元事業」の概要

軽減税率対策補助金は、複数税率対応のため、中小・小規模事業者の皆様がレジやシステムの導入・改修をする際にご活用いただけます。キャッシュレス・消費者還元事業は、決済端末の導入、決済手数料軽減、消費者へのポイント還元等を支援する制度です。

軽減税率対策補助金 自己負担額 **1/4**

2019年9月30日までに導入・修正・支払が必要

受発注システム (B型)	請求書システム (C型)	レジと周辺機器 (A型)
--------------	--------------	--------------

キャッシュレス・消費者還元事業



2019年4月初旬から

中小・小規模事業者の登録も開始予定
実施期間：2019年10月～2020年6月

流通段階BtoB



小売段階BtoC



	受発注システムの改修※1	請求書システムの改修※2	複数税率レジと周辺機器の導入※3	決済金額※4	決済手数料※5	決済端末※6
飲食料品の販売	電子的な受発注システムを改修・入替	税率ごとに区分して合計した税込額等を記載	レジ 券売機 レシートプリンタ等周辺機器	消費者へのポイント 5%還元	加盟店手数料が 3.25%以下 さらにその 1/3 を補助	端末代金の自己負担額 0円 電子マネーリーダー クレジットカードリーダー
有	発注 8%、10%データ 受注	請求書 10%対象 8%対象				
無		対象外				

- ※1 補助上限：1000万円(発注システム)、150万円(受注システム)。ハードウェアや一部パッケージ製品の自己負担額は異なる
- ※2 補助上限：150万円。ハードウェアや一部パッケージ製品の自己負担額は異なる
- ※3 3万円未満のレジの場合は自己負担額が**1/5**となる。タブレットは自己負担額が**1/2**となる
補助上限：レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円。1事業者あたり上限200万円(別途、商品マスタの設定費用に対する補助あり)
- ※4 中小・小規模事業者は**5%**還元、フランチャイズ等の場合は**2%**還元となる。還元対象となる取引は4月以降に発表予定だが自動車や新築住宅の購入、医療・福祉や学校等の取引、高換金性の非課税取引、風営法・暴対法関連は対象外となる
- ※5 本制度の対象となる決済事業者を利用した場合に限られる(フランチャイズ等の事業者は対象外)
- ※6 本制度の対象となる決済事業者が提供する端末に限られる(フランチャイズ等の事業者は対象外)

お問合せ先

軽減税率対策補助金事務局 ☎0120-398-111 <https://kzt-hojo.jp/>
キャッシュレスポイント還元窓口 ☎0570-000-655 <https://cashless.go.jp/>

消費税率引上げ・軽減税率対策に関するご相談は 那覇商工会議所へ!!

TEL:098-868-3758